

デジタル簡易無線のデータ伝送における周波数の有効利用に
資するための調査検討会試験モデル構築作業部会設置要綱（案）

1 名 称

この作業部会は、「デジタル簡易無線のデータ伝送における周波数の有効利用に資するため調査検討会試験モデル構築作業部会」（以下、「モデル部会」とする。）と称する。

2 目 的

本作業部会は、「デジタル簡易無線のデータ伝送における周波数の有効利用に資するための調査検討会」（以下、「検討会」とする。）の検討作業を促進することを目的として設置する。

3 調査検討事項

デジタル簡易無線のデータ系通信を活用したエコタウンモデルを念頭に、センシングや静止画伝送といったデータ系通信の基地局型（1対多）試験モデル構築を図るため、次の事項について検討会の指示のもと検討作業を行う。

- (1) データ系通信を活用したエコタウンモデル
- (2) 静止画像伝送やセンシングを活用する試験用モデル
- (3) 試験用モデルを利用した通信試験の実施

4 構 成 員

モデル部会の構成員は別紙のとおりとする。

5 運 営

- (1) モデル部会には、検討会の副座長を主査として置く。
- (2) モデル部会は、主査が招集し主宰する。
- (3) モデル部会は、検討作業を促進するため、ワーキンググループを設置することができる。
- (4) モデル部会は、検討作業の効率化を図るため、電子メールによる審議を行うことができる。
- (5) 主査は、必要に応じてオブザーバの参加又は有識者の支援を求めることができる。
- (6) 主査は、上記の他、モデル部会の運営に必要な事項を定める。

6 報 告

主査は、調査検討した結果を、検討会が定める日までに検討会の座長に報告する。

7 開催期間

平成21年5月25日から検討会で定める日までの期間とする。

8 事務局

検討会の事務局は、北陸総合通信局無線通信部企画調整課及び外部請負者が行う。